

学校(大学・大学院)へ行こう！ —税制と政策と国民の関心と

2025年12月6日(土) 14:00-15:30

オンライン(Zoomウェビナー)で実施

実施当日に、立正大学公式ホームページ トップページの当シンポジウムのバナーをクリックして、移動先のページから参加用URLをクリックしてご参加ください。

参加費無料
事前申込不要



プログラム

開会の挨拶 新井 敦志(立正大学法制研究所長)

基調講演 山下 学(立正大学法学部教授)

対 談 山下 学(立正大学法学部教授)、長島 弘(立正大学法学部教授)

司 会 舟橋 哲(立正大学法学部教授)

閉会の挨拶 早川 誠(立正大学法学部長)

登壇者プロフィール



山下 学

日本大学大学院法学研究科修了。元・大蔵事務官・国税職員。東京国税局や国税庁税務相談官室、資料調査課等を経て、平成6年大蔵事務官辞職。東京経営短期大学教授を経て、現職。国税職員時代に、連合(日本労働組合総連合会)財政局次長、国際連合カンボジア暫定統治機構等、出向。動くものは、飛行機も船も自動車も大好きオタクです。



長島 弘

中央大学商学会計学科卒、横浜市立大学大学院経営学研究科修了。自由が丘産能短期大学で21年間教鞭2014年より現職。行政等の委員として、横浜市で指定管理者の評価や選定の委員を、また全国経理教育協会でも相続税法検定創設準備委員会委員を歴任。エピソードとして、NHK「チョコちゃんに叱られる」で、4月1日生まれが上の学年に入る理由を解説しました。東京地方税理士会横須賀支部所属。



舟橋 哲

早稲田大学法学部卒業、同大学院法学研究科修士課程修了(法学修士)、慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学、尚美学園大学総合政策学部専任講師、杏林大学総合政策学部准教授、立正大学法学部准教授を経て現職。



開催に寄せて

学校(大学・大学院)へ行こう！ ——税制と政策と国民の関心と

山下 学(立正大学法学部教授)

人は「税金」を避けて生活することはできません。生を得た瞬間から親の所得税の扶養控除、買い物をすると消費税、社会に出て所得を得るようになると自分の所得税や住民税、さらに独立して会社を興せば法人税や事業税等、家を持つと固定資産税、登録免許税、そして死を迎えると相続税と、「税」と共に生きていくことになります。また、我々国民が税を負担することによって公共サービスがまかなわれ、生活を営んでいくことができる訳ですが、一方、税金は私有財産、つまり懐から出ていくものですから、必要性は分かっているにもかかわらず納税できる人は少ないかもしれません。ましてや、現在の税目は、国税・地方税(都道府県税・市町村税)併せて約50種類!税金は身近なものであっても、憲法の定める「租税法律主義」の原則により、税法という法律の知識が必要で、かつその税額計算になると簿記・会計学の

知識も必要となります。そのため、税法というと、難しい、固い、と敬遠されがちかもしれません。しかし、2025年7月の参議院議員選挙の各党の争点にも「消費税」が挙げられたように、税に対する国民の関心は、本来に非常に大きいと思います。また、少子高齢社会や環境問題への対応が喫緊の課題である昨今、税制における政策対応の善悪や可能性を、自分のこととして考えることは重要です。

標題の「学校に行こう!」というのは、本学では大学院を併設していますし、またその正規学生とならなくても「科目等履修生」という制度もあります。リカレント、スキリングと、大上段に構えなくても、一般的な生涯学習や好奇心を満たすためにも、開かれた学校を活用してみませんか?もちろん税理士資格の取得の一方策としての大学院の利用も大歓迎です。

公開講座のご案内

今回の公開講座は、長年にわたって立正大学法学部・大学院法学研究科で税法科目をご担当いただいていた山下学教授に、「学校(大学・大学院)へ行こう!——税制と政策と国民の関心と」というタイトルでご講演いただくことになりました。山下教授による基調講演の後には、同じく税法科目をご担当いただいている長島弘教授と山下教授との対談が行われ、法学研究科における大学院生に対する税法研究指導の内容などについてもお話していただく予定です。



新井 敦志

(立正大学法制研究所長)